

平成 24 年 9 月

被保険者各位

日本板硝子健康保険組合

被扶養配偶者の認定状況の確認について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、健康保険法施行規則第 50 条の定め等に基づき、今年度の健康保険の被扶養者認定状況の確認（以下「検認」といいます。）を下記のとおり実施いたします。

検認は、適正な保険診療を受けていただくために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかの確認を行うものです。

つきましては、同封の「健康保険被扶養者確認調書」の記載内容を確認の上、裏面の記入要領等に基づき必要事項を記入・訂正・捺印し、該当する必要書類を添付の上、期日までに提出をお願いいたします。

なお、データの抽出は 9 月 11 日付で行っておりますので、それ以後の被扶養者抹消手続きは反映されておきませんので、ご了承ください。

記

1. 検認の対象となる方

平成 24 年 9 月 11 日時点において当健康保険組合の被扶養者である配偶者

※今年度の対象者は配偶者のみです。

2. 提出期日

平成 24 年 10 月 15 日（月）

※ 検認に必要な書類をご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第 50 条第 7 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」により、被保険者証は無効になりますのでご注意ください。

3. 提出先

所属事業所の健保担当者

4. 必要書類

①健康保険被扶養者確認調書

②裏面の「健康保険被扶養者確認調書の確認、記入および訂正等について」をご覧ください、該当する書類を添付してください。

※ 健康保険法等の被扶養者の認定基準に該当しない場合は、削除の手続きが必要となります。別途「健康保険被扶養者（異動）届」に対象者の健康保険証を添えて、必要書類と併せて提出してください。

※ なお、被扶養者の追加については、同封の調書で行うことはできません。別途「健康保険被扶養者（異動）届」等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

以 上